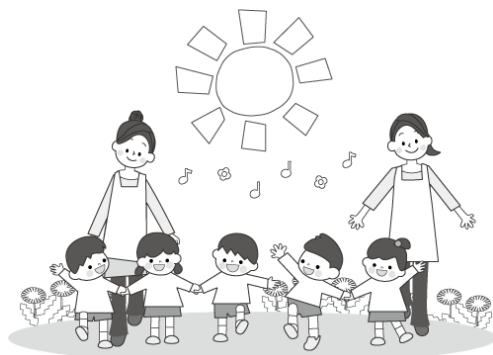


# ☆認定こども園・保育所☆

## 令和5年度

# 新規入所児童募集！



**1. 受付期間** 令和5年1月5日（木）～1月31日（火）  
 ※年度途中の入所申込みについては、期間終了後も随時受け付けます。

**2. 入園・入所資格**  
 (1) 保護者が何らかの理由で保育することができない就学前のお子さん  
 (2) 満3歳以上の就学前のお子さん（年度開始時点）

**3. 提出書類** ※町ほけん福祉課窓口へ提出（郵送可）  
 (1) 教育・保育給付認定申請書・利用申込書・・・ お子さん1人につき1枚  
 (2) 児童の健康状況等調書・・・ お子さん1人につき1枚  
 (3) 保育の必要性を証明する書類・・・ 保護者1人につき1枚  
 ※1号認定の場合は不要。ただし、預かり保育等の施設利用給付は別途申請が必要。

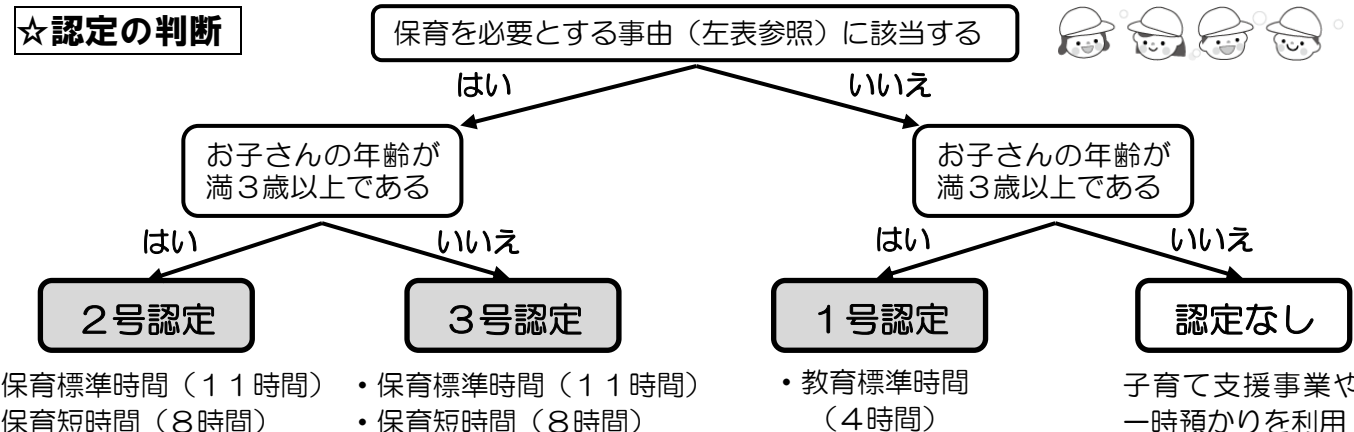


保育を必要とする事由	必要書類	添付書類	
就労	外勤	就労証明書	—
	自営業・内職	自営・内職 就労状況申告書	事業主の場合は、事業をしていることが確認できる書類（確定申告書写し等）
	農業・漁業	農業・漁業 就労状況申告書	
妊娠・出産	申立書	母子手帳の写し	
病気・負傷、障害		診断書の写し等	
家族の介護・看護		障害者手帳の写し等	
就学		在学証明書等の写し	
虐待・DV		事情や状況のわかる書類	
災害復旧	罹災証明書	—	
求職活動	求職活動申立書兼誓約書	ハローワークカードの写し	
育児休業 （※新規不可、復職条件）	育児休業取得証明書兼同意書 （後に、復職証明書）	—	

(4) 保育料の算定に必要な税額の確認・・・マイナンバー利用で課税証明書の省略が可能に  
 ・令和4年1月2日以降に鯉ヶ沢町へ転入した方などは、前住所地等における住民税所得割課税額を確認する必要がありますが、マイナンバーの利用により課税証明書の提出は原則省略可能となりました。ただし、必要に応じて証明書等の提出を個別に依頼する場合がありますのでご了承ください。  
 ※祖父母の分も求める場合があります。  
 (5) [マイナンバー] 保護者の個人番号カード、または通知カードと写真付きの身分証明書  
 ※詳しくは、同時に配付する書類をご覧ください。

### 4. 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

- (1) 1号認定（教育標準時間認定）・・・**利用できる施設** 幼稚園、認定こども園  
 満3歳以上の就学前のお子さんのうち、保育を必要とする事由に該当しないお子さん。  
 ※ 預かり保育を利用する場合は、別途、施設等利用給付認定申請が必要です。
- (2) 2号認定（満3歳以上・保育認定）・・・**利用できる施設** 保育所、認定こども園  
 満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当するお子さん。
- (3) 3号認定（満3歳未満・保育認定）・・・**利用できる施設** 保育所、認定こども園  
 満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当するお子さん。



### 5. 施設を利用できる最長時間（保育必要量）と有効期間

- (1) 1号認定・・・各施設が設定する4時間
- (2) 2号・3号認定・・・下記のとおり、保育を必要とする事由により異なります。  
 ● 保育標準時間（7～18時の11時間） ● 保育短時間（各施設が設定する8時間）

保育を必要とする事由	保育必要量	有効期間	
		2号認定	3号認定
就労（月120時間以上）	保育標準時間	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳に達する日の前日までの期間
就労（月48時間以上120時間未満）	保育短時間		
家族の介護・看護	就労に準ずる	出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日までの期間
病気・負傷、障害	保育標準時間		
災害復旧			
虐待・DV			
妊娠・出産	就労に準ずる	90日を経過する日が属する月の末日までの期間	
就学	原則、保育短時間	町長が適当と認める期間	
求職活動、起業準備			
育児休業（※新規不可、復職条件）			

### 6. 利用調整（選考）

- 保護者の状況や希望、施設の状況により、町が調整を行い、決定します。
- 施設の定員に余裕がない場合や、保育の必要性の程度によっては、希望通りの施設とはならない場合があります。
- 施設の利用決定については、2月下旬に通知する予定です。



## 7. 保育料（利用者負担額）

- ★1号及び2号認定のお子さん（3～5歳）の保育料（利用者負担額）は、教育・保育の無償化により0円となります。（※その他の保護者負担費用を除く。）
- ★3号認定のお子さん（0～2歳）は、保育利用時間によって保育料が異なります。（※非課税世帯の場合は無償化の対象となります。）



※〔 〕はひとり親世帯等の額

階層	国	町	定義	3号認定（3歳未満児）		
				標準時間	短時間	
1		A	生活保護世帯	0円	0円	
2		B	町民税非課税世帯	0円 ※無償化対象	0円 ※無償化対象	
3		C1	町民税所得割非課税世帯 （均等割のみ課税）	10,000円 〔3,700円〕	9,800円 〔3,600円〕	
		C2	～ 48,599円	13,000円 〔5,000円〕	12,700円 〔4,900円〕	
4		D1	48,600円～57,699円	16,000円 〔5,000円〕	15,700円 〔4,900円〕	
			57,700円～66,999円	16,000円 〔5,000円〕	15,700円 〔4,900円〕	
			D2	67,000円～76,999円	19,000円 〔5,000円〕	18,600円 〔4,900円〕
			D3	77,000円～77,100円	21,000円 〔5,000円〕	20,600円 〔4,900円〕
		D4	77,101円～86,999円	21,000円	20,600円	
5		D5	87,000円～96,999円	24,000円	23,500円	
6		D6	97,000円～168,999円	26,000円	25,500円	
7		D7	169,000円～300,999円	28,000円	27,500円	
8		D8	301,000円～396,999円	30,000円	29,400円	
			397,000円～	36,000円	35,300円	

### ◆保育料の算定基準

毎年4月と9月に算定を行います。

※令和5年度 4月～8月分保育料 ⇒ 当初年齢区分で、令和4年度住民税により算定

9月～3月分保育料 ⇒ 当初年齢区分で、令和5年度住民税により算定

### ◆保育料の納付先

※幼稚園、認定こども園（私立） ⇒ 各施設へ直接納付

※認可保育所 ⇒ 町が発行する納付書により納付（役場会計窓口または金融機関）

### ◆保育料の減免

- 年収約360万円未満相当の世帯に対する減免（上表太枠。ただし、一部除く。）

・第2子を半額、第3子以降を無料、ひとり親世帯等については、第1子を半額、第2子以降を無料とします。（※生計が同一のお子さんすべてを数えます。）

※保育認定：町民税所得割合算額が、57,700円未満

※ひとり親世帯等の保育認定：町民税所得割合算額が、77,101円未満

- 同時入所軽減

同一世帯から2人以上のお子さんが、認定こども園や保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部などに入所、または児童デイサービスを利用しているなどの場合は、2人目以降の保育料が軽減されます。

2人目のお子さんは保育料基準額の半額、3人目以降は無料となります。



- 世帯状況軽減

一部の階層区分（低階層）に該当し、母子・父子世帯、障害者のいる世帯の場合、保育料が軽減される場合があります。

- 第3子軽減

保護者が扶養しているお子さんが3人以上いる世帯で、3人目以降の3歳未満のお子さんについて保育料が軽減される場合があります。（※18歳以上のお子さんは数えません。）

※上記の保育料及び減免制度については、国や町の施策により変更となる場合があります。

### ◆給食の材料費（副食費）の徴収について

保育所等の給食の材料にかかる費用（副食費）については、保護者の皆様のご負担となります。

※3歳から5歳までのお子さんの給食費は、施設で徴収します。（金額は施設ごとに異なります。）

※0歳から2歳までのお子さんに副食費は、保育料の一部に含まれます。

### 【副食費徴収免除について】

※副食費は、月額4,500円を基本としています。ただし、年収約360万円未満相当世帯及び算定基準第3子以降のお子さんは徴収免除となります。

※徴収免除の対象となる方については、「副食費徴収免除通知書」にて通知します。

## 8. 町内の施設一覧



施設名	施設種別	バス送迎	通常保育以外の事業	電話番号	所在地
舞戸保育所	幼保連携型認定こども園	有	一時預かり・延長保育（19時まで）・子育て支援センター	72-2277	舞戸町
子どもたちの「やってみよう！」を大切に、キラキラ輝く笑顔を応援します♥（令和5年度夏、移転新築予定）					
たていし愛児園	保育所型認定こども園	有	一時預かり・学童保育・子育て支援	72-1246	建石町
明るく開放感のある園舎と広い園庭。和太鼓・一輪車・多彩な体験活動。「愛育」の毎日で子育て応援します。					
つくしの森	保育所型認定こども園	有	一時預かり・延長保育（19時まで）・病後児保育・祝日保育・子育て支援・学童保育	72-2704	北浮田町
一輪車・プール大好き！豊かな自然のぬくもり・木のぬくもりを感じ、楽しく見て・触れて。学び沢山の笑顔であそぼ！					
みなみ保育園	保育所	有	一時預かり・祝日保育・子育て支援	79-2530	館前町
裸足保育・一輪車。スイミングに書道教室。緑に囲まれた園外保育。生きる力を育み、親子の笑顔を応援します。					

※ 施設はすべて私立（法人立）です。各施設の開所時間は、7時から18時までです。

※ 一時預かりとは、緊急の用事等で家庭保育が困難なときや保護者が心理的・肉体的に負担を感じたときに、一時的にお子さんをお預かりする事業です。（有料）

※ 子育て支援センターとは、地域全体の子育て支援拠点として、子育て親子の交流促進や子育て相談など、0歳から就学前のお子さんとそのご家族が利用できます。また、町内の施設では、子育て相談等の子育て支援を行っています。（無料）

※ 病後児保育とは、病気の回復期にあるお子さんを、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりする事業です。（有料）

※ その他の事業や詳細については、各施設へお問い合わせください。

「お問い合わせ」 鯉ヶ沢町ほけん福祉課 子ども家庭班〔電話：0173-72-2111（内線155）〕  
または 各認定こども園・保育所 まで